○東北地方整備局告示第九十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年四月二十一日　東北地方整備局長　小池　剛

一　登録番号　東北地方整備局長　8

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社山形県建築サポートセンター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	髙橋　邦雄、永沢　吉蔵、結城　豊昭
変更後	—

(2)　変更年月日　平成二十六年三月三十一日

四(1)　評価員の氏名の変更

変更前	松田　誠
変更後	—

(2)　変更年月日　平成二十六年四月十日

○東北地方整備局告示第九十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年四月二十一日　東北地方整備局長　小池　剛

一　登録番号　東北地方整備局長　6

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社東北建築センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	—
変更後	工藤　一夫

(2)　変更年月日　平成二十五年十一月二十八日

○関東地方整備局告示第二百三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月二十一日　関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十二号	甲府市上石田一丁目一三七番一地先から同市飯田五丁目六三七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年四月二十一日

○関東地方整備局告示第二百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年四月二十一日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　山梨県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十四年関東地方整備局告示第三百八十六号甲府都市計画道路事業三・三・一号和戸町竜王線

三　事業施行期間　自平成二十四年十月三十日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十四年関東地方整備局告示第三百八十六号の事業地のうち甲府市朝気一丁目、城東二丁目及び中央五丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年四月二十一日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　山梨県

二　都市計画事業の種類及び名称　甲府都市計画道路事業三・三・一号和戸町竜王線

三　事業施行期間　自平成二十六年四月二十一日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　山梨県甲府市中央五丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年四月二十一日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　山梨県

二　都市計画事業の種類及び名称　甲府都市計画河川事業濁川

三　事業施行期間　自平成二十六年四月二十一日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　山梨県甲府市朝気一丁目、城東二丁目及び城東四丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百四十一号

利根川水系に係る指定区間外の一級河川江戸川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第六条第二項の区域を次のように指定する。

平成二十六年四月二十一日　関東地方整備局長　深澤　淳志

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局江戸川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

次の図面の黄緑色で着色した部分に該当する土地の区域

（図面省略）

附　則

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十三条の規定により、河川保全区域の指定があったものとみなされた、昭和十三年七月十五日付け千葉県告示第五百七十三号に係る土地のうち、次の図面の黄色で着色した部分に該当する土地の区域は廃止する。

（図面省略）